平成２７年（フ）第４４３１号
大阪府高槻市古曽部町２丁目15番１―419号
債務者　谷　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６２号
大阪市淀川区西三国１丁目８番２号　第２水川ハイツ　504号
債務者　平瀬　**龍**一
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１３号
大阪府枚方市田口１丁目16番６号
債務者　加藤　重美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１４号
大阪市都島区御幸町２丁目２番11号滝本マンション23号
債務者　畠山恵莉奈
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３６号
大阪府東大阪市稲葉２丁目２番59号、前住所大阪府東大阪市六万寺町３丁目10番35号　有楽マンション401
債務者　生田　昭典
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０号
熊本県八代郡氷川町網道866番地１
債務者　上本　辰**徳**
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１９７号
釧路市米町２丁目９番５号　コミュニティーハウス冬月荘
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

財産状況報告集会等の期日変更

平成２７年（フ）第２０９号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷124番地２
破産者　中山美智子
主文　本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日（平成27年12月18日午後２時）を平成27年12月25日午前10時に変更する。
平成27年11月20日　　長崎地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１０号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷124番地２
破産者　中山　晋一
主文　本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日（平成27年12月18日午後２時10分）を平成27年12月25日午前10時10分に変更する。
平成27年11月20日　　長崎地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷502番地１　メゾンドールＴＡＫＡＩＳＨＩ　Ｃ―３号
破産者　田中奈津子
主文　本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日（平成27年12月18日午後２時15分）を平成27年12月25日午前10時15分に変更する。
平成27年11月20日　　長崎地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２５９号
福島市飯坂町字横町29番地
破産者　有限会社岩城屋衣料品店
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６７号
東京都八王子市下柚木２丁目９番地28　リバーサイドふじ　301号
破産者　高城　秀樹
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８２号
大分市大在中央１丁目10番28号（カーサ・アプリコット101）、開始決定時の住所大分市大在中央１丁目10番30号
破産者　**藤**田　英俊
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目356番地　特定医療法人葦の会　オリブ山病院内、住民票上の住所那覇市字国場963番地２　玉アパートＨ―25
破産者　國吉　　亨
成年後見人　國吉　裕貴
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５８７号
札幌市東区伏古11条４丁目７番３号
破産者　佐孝　敏之
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部